

第15回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日(火)午前1時00分から

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第24号 職員の任免について

第 5 報告第25号 令和2年度事業結果報告及び令和3年度事業計画の報告について

第 6 報告第26号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 7 報告第27号 非農地証明について

第 8 議第 85号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 9 議第 86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第10 議第 87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第11 議第 88号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第12 議第 89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第13 議第 90号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第15回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番鈴木秀男委員、議席2番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第24号、職員の任免についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長 内谷 新悟

1ページになります。報告第24号、職員の任免について、本委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。川西町農業委員会会長名。高橋昌一郎、令和3年4月1日、川西町農業委員会事務局職員に併任する。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第25号、令和2年度事業結果報告及び令和3年度事業計画の報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 高橋 光好

2ページをご覧ください。報告第25号、令和2年度事業結果報告及び令和3年度事業計画の報告について、令和2年度上半期事業結果報告、四半期ごとに分けておりますが、2ページには第1四半期、第2四半期の内容を記載しております。なお、昨年度につきましてはコロナの関係で、中止になった事業が多かったわけですが、記載の事業を実施したところ。次の3ページになります。こちらについては、第3四半期、第4四半期の事業を記載しております。11月、12月県の関係が中止になっております。なお、記載の内容をご覧ください、お気づきの点がありましたらご意見いただきたいと思っております。4ページをお開きください。令和3年度四半期別の事業計画です。農業委員会の部分につきましては、記載のとおり、総会、あっせん委員会、パトロール等月日の分かっているものについては、月日を記載しております。県の農業会議関係ですが、こちらについても月日が決定しているものについては、月日を入れておりますが、未定のものについては入れておりません。置賜

地方農業委員会については、まだ日程が明確に決まっていないところもございます。決まり次第皆さんにご報告したいと思います。1年間このような事業計画で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第26号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

5ページをご覧ください。報告第26号、令和3年3月26日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、3月申し出件数10件、田51,661㎡、畑1,659㎡、うち個人への調整決定件数14件、田51,661㎡、畑1,659㎡、所有権移転合計が14件、田51,661㎡、畑1,659㎡になります。利用権の設定について、(1)3月再設定件数が13件、田134,753㎡、畑4,846.91㎡、新規の申し出件数は0件です。利用権設定合計が13件、田134,753㎡、畑4,846.91㎡。詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで確認をお願いします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第27号、非農地証明についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

16ページをお開きください。報告第27号、非農地証明の結果報告について、3件ございます。17ページお開きください。願人●●、大字上小松字根岸2931-1、田880㎡、計田4筆1,367㎡、畑1筆58㎡、非農地となった時期と事由については、昭和58年頃から畑として転作していましたが、隣接する道路改良工事等の残土置き場として貸与、その後原状回復はしたものの所有者が高齢化、また後継者が農業をしないということで、自己保全管理水田として現在に至っており、現況、雑種地となっているところ。調査員の意見、現地調査の結果、上記のとおり相違ありません。令和3年4月16日、後藤委員、市川委員、事務局職員2名。18ページをお開きください。願人●●、大字上小松字平谷地5095-68、畑242㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和50年頃から宅地と隣接する宅地と一緒に一体的に利用しており、農地として耕作していなかったということで、現況、宅地となります。調査員の意見、現地調査の結果、上記のとおり相違ありません。令和3年4月16日、後藤委員、市川委員、事務局職員2名です。19ページをお開きください。願人●●、

大字洲島字末戸内一2180、畑46㎡、計畑5筆338㎡、非農地となった時期及び事由については、昭和30年になりますが、課税台帳記載のとおり建物が建っており、宅地として利用してきたものです。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和3年4月16日、後藤委員、市川委員、事務局職員2名。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、議第85号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、番号3番及び4番は議席1番、鈴木秀男委員が役員を務める団体に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議席1番、鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、番号3番及び4番の件について審議を行いますので議席1番、鈴木秀男は室外に退席願います。

(鈴木秀男委員退席)

番号3番及び4番の件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

20ページをご覧ください。議第85号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。3番●●、山形おきたま農業協同組合代表組合長理事、木村敏和、大字堀金字坂町1422-1、田2、464㎡、計田2筆4、699㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。4番山形おきたま農業協同組合代表組合長理事、木村敏和、●●、内容は3番と同じです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号3番及び4番について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に決定いただきました番号3番及び4番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

番号1番、●●、●●、大字西大塚字薬師東2373-1、田1, 747㎡、平成27年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後転用するものです。2番●●、●●、大字堀金字坂町1392、田864㎡、計田8筆16, 272㎡、平成25年5月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。次のページをご覧ください。5番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字苳字西館138、田17, 914㎡、平成30年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。6番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は5番と同じです。7番、●●、●●、大字堀金字高野550-1、田484㎡、平成30年6月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。8番、●●、●●、大字時田字町下1958、田1, 652㎡、令和2年4月27日から3年間、10a借賃●●円、解約後自作するものです。9番、●●、●●、大字玉庭字柏の木面3968、田1, 974㎡のうち830㎡、平成30年1月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。10番、●●、●●、大字玉庭字小原4287-1、田4, 299㎡、平成29年4月25日から5年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。11番、●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字洲島字谷地6013、田300㎡、平成30年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。なお11番から14番までは同一案件であり解約後すべて売買するものとなります。読み上げについては賃借人については13番まではすべて農業支援センターとなりますので、賃借人の読み上げは省略させていただきます、以後付記の読み上げも省略させていただきます。12番、●●、大字洲島字谷地6015、田160㎡、契約の内容もすべて同一ですので読み上げは省略いたします。13番、●●、大字洲島字谷地6017、田445㎡、14番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、大字洲島字谷地6013、田300㎡、計田4筆1, 075㎡、以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。番号3番、4番を除いた各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、番号3番及び4番を除いた各案件を受理することに決定いたします。

日程第9、議第86号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

23ページをご覧ください。議第86号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可

決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は7件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字東大塚字押切4004、田891㎡、離農、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字大塚字中野他屋十一-281-3、田92㎡、計田2筆411㎡、畑4筆235㎡、贈与、受贈です。3番●●、●●、大字大塚字長橋160、田899㎡、計田4筆1,205.31㎡、贈与、受贈です。4番●●、●●、大字堀金字坂町1392、田864㎡、計田7筆13,806㎡、畑1筆110㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。5番●●、●●、大字堀金字四ツ段738、畑117㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。6番●●、●●、大字堀金字四ツ家689-1、田251㎡、計田5筆10,290㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。●●、●●、大字上奥田字小大持ヶ沢3880-2、田3,005㎡、計田2筆11,718㎡、相続財産管理手続きによる売却、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番から3番の件について、本職より報告いたします。番号1番について、4月14日、推進委員平田委員が現地調査をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●万円は妥当だと判断します。番号2番について、4月14日同じく平田委員が現地調査しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。番号3番について、同じく4月14日平田委員が現地調査をしております。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

次に番号4番から6番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号4番について、4月15日に齋藤好三委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして総額●●万円は妥当だと判断します。続いて番号5番です。同じく4月15日齋藤好三委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大に伴うものです。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして10a対価●●万円は妥当だと判断します。続きまして番号6番です。4月12日齋藤推進委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大によるものです。譲受人は意欲的に農業経営を行っております。周辺農地への影響はないと

判断します。農地の状況からして総額●●万円は妥当だと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に番号7番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号7番について、4月14日に推進委員の後藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、相続財産管理手続きによる売却、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●万円は妥当だと判断いたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

25ページをご覧ください。1か所訂正をお願いします。番号3番の付記のところになりますが、経営規模縮小、経営規模拡大とありますが、離農と経営規模拡大となりますので、訂正をお願いします。議第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は7件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字笠松4481-2、田3, 781㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字中小松字仲江2321-1、田4, 412㎡、計田3筆10, 937㎡、貸し直し、借り直しです。3番●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、大字下小松字赤山2108、田1, 404㎡、計田7筆8, 419㎡、離農、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字黒川字本屋敷一848-1、畑、現況田2, 330㎡、離農、経営規模拡大です。5番●●、●●、大字堀金字高野550-1、田484㎡、貸し直し、経営規模拡大です。6番●●、●●、大字高山字鹿小屋4499、田2, 957㎡、経営規模縮小、経営規模拡大

です。7番●●、●●、大字玉庭字小原4287-1、田4, 299㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番、2番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番です。4月12日に推進委員竹田委員と私で現地調査をしてきました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号2番です。4月12日に推進委員の渡部委員と私で現地を見てきました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号3番、4番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号3番について、4月15日に推進委員荒井委員が調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。次に番号4番について、4月13日に推進委員渡部委員が現地調査いたしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に番号5番、6番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号5番について、4月11日に齋藤推進委員が現地調査を行っています。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はありません。農地の状況からして10a賃貸料●●円は妥当だと判断します。つづいて番号6番について、4月14日に竹田委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大で

す。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はありません。農地の状況からして10a賃貸料●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に番号7番の件について、議席6番、市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号7番について、4月13日に須貝推進員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第88号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

27ページをご覧ください。議第88号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番●●、大字吉田字的場3528-1の一部、田178.25㎡です。使用目的は農家住宅の増築、付記として農家住宅を増築するものです。別添の農地転用の補足資料により補足させていただきます。9ページの部分が今回の申請地となり、農地区分は第2種農地と判断します。土地利用計画図については11ページのとおりで、農家住宅を増築するための申請です。申請地は、増築に必要な面積を分筆して転用するものです。事業費は●●万円で、全額自己資金で調達する計画で、残高証明により確認しております。汚水排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、令和3年4月16日に、市川委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉田地内にある第2種農地の田であり、農家住宅を増築するための申請です。転用後の造成については80cmの盛土を行いますが、植生による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第89号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

28ページをお開きください。議題89号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番、譲渡人●●、譲受人●●、大字西大塚字横道1342-1、田438㎡、計田2筆1,042㎡、畑1筆118㎡。使用目的は集合住宅で、付記として申請地を譲り受け、集合住宅を建設するものです。また農地転用の補足資料によって補足させていただきます。補足資料の3ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第3種農地となります。土地利用計画図については、5ページのとおりで、集合住宅を建設するための申請です。総事業費は●●万円、うち●●万円を融資でその他は自己資金で調達する計画です。融資証明、残高証明により確認しています。污水排水は公共下水道、雨水は自然流下の計画です。なお補足資料の6ページには排水計画を付けておりますのでご覧いただきたいと思えます。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、令和3年4月16日に市川委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内にある第3種農地の田と畑であり、集合住宅を建設するための申請です。転用後の造成については、1mの盛土を行いますが、道路と宅地に囲まれた農地であるため法面はありません。近傍農地の日照、通風等にも配慮し、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第13、議第90号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8371番は議席4番佐々木一宏が理事を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議席4番佐々木一宏委員について、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに整理番号8371番の件について審議を行いますので、議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

29ページをご覧ください。議第90号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年4月27日提出、川西町農業委員会会長名。37ページになります。利用権設定各筆明細、番号、利用権を設定する者、利用権を設定する場所、受ける者、10a借賃、備考の順に読み上げます。8371番●●、計田5筆7,640㎡、農事組合法人夢里代表理事登坂賢治、1

0a借賃●●円の再設定5年です。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8371番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

佐々木一宏委員の復席を求めます。

(佐々木一宏委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8371番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

30ページをご覧ください。所有権移転各筆明細で番号、所有権を移転する者、土地、移転を受ける者、10a対価の順に読み上げます。8346番、●●、計田3筆6,007㎡、●●、●●万円離農によるものです。8347番●●、田17,914㎡、●●、10a対価●●万円の離農です。8348番●●、田1,989㎡、●●、10a対価●●万円の離農によるものです。8349番●●、計田11筆15,703㎡、●●、10a対価●●万円の離農です。8350番●●、計畑3筆1,659㎡、●●、総額●●万円の離農によるものです。8351番●●、田2,466㎡、●●、10a対価●●万円、経営縮小によるものです。8352番●●、計田2筆2,094㎡、●●、10a対価●●万円の経営縮小です。8353番●●、計田2筆2,588㎡、●●、10a対価●●万円、経営縮小です。8354番●●、計田2筆330㎡、●●、10a対価●●万円の経営縮小です。8355番●●、田445㎡、●●、10a対価●●万円の経営縮小です。8356番●●、計田2筆762㎡、●●、10a対価●●万円、経営縮小です。8357番●●、田586㎡、●●、10a対価●●万円の経営縮小です。8358番●●、田408㎡、●●、10a対価●●万円、経営縮小によるものです。8359番●●、田369㎡、●●、10a対価●●万円、の経営縮小です。つづいて33ページこちらから利用権の再設定になります。8360番●●、田3,958㎡、●●、●●円、再設定5年。8361番●●、計田8筆9,827㎡、畑8筆2,272.91㎡、●●、田が●●円、畑が●●円、再設定10年です。8362番●●、計田4筆15,818㎡、●●、●●円、再設定10年です。8363番●●、計田12筆15,294㎡、●●、総額●●円、再設定5年です。8364番●●、計田3筆11,955㎡、●●、●●円の再設定5年です。8365番●●、計田3筆9,824㎡、●●、樫端と街道下の2筆が●●円、広表が●●円の再設定5年です。8366番●●、計田19筆15,827㎡、●●、沼田1172-1が●●円、それ以外が●●円、再設定5年。8367番●●、計田5筆6,430㎡、●●、●●円、再設定10年です。8368番●●、田6,000㎡、●●、●●円の再設定10年。8369番●●、計田3筆5,797㎡、●●、●●円、再設定10年。8370番●●、計

田9筆16, 926㎡、畑7筆2, 574㎡、●●、田が●●円、畑が●●円、再設定10年です。8372番●●、計田2筆9, 457㎡、●●、●●円の再設定5年です。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8371番を除く各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。これをもちまして、第15回川西町農業委員会総会を閉会いたします。